



経済はいま

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 調査部長  
中塚 伸幸

## 「103万円の壁」対応を契機に抜本改革を

### ◆ 「壁」は 103 万円から 123 万円に

与党の税制改正大綱が決まり、所得税の基礎控除は 48 万円から 58 万円に、給与所得控除の最低保障額は 55 万円から 65 万円に、それぞれ 10 万円引き上げられることになった。これによって、現行制度では給与所得が 103 万円（48 万円と 55 万円の合計額）を超えると税負担が生ずることを意味したいわゆる「103 万円の壁」は、壁の位置が 123 万円に動くことになる。

「手取りを増やす」を標榜した国民民主党の要望を自公政権が部分的に受け入れたわけであるが、1995 年以来据え置かれている非課税枠をインフレ分だけ調整するという点では一定の納得感はある。ただ、単純計算では年収 500 万円の人の減税額は 1 万円となり、経済・財政に与えるインパクトは限られるだろう。

### ◆ 「103 万円の壁」はもともとなかった

一定の年収を境に税や保険料の負担が変わる「年収の壁」は制度が少々複雑で、もともとわかりにくい。しかし今回の一連の議論では、税改正の目的が就労調整回避なのか、それとも消費喚起のための減税なのか、また、対象者は働く被扶養者本人（たとえばサラリーマンの妻）か、それとも扶養者（生計を担う納税者）か、といった点で、必ずしもピントが定まらず、議論が拡散した感が否めない。

まず、「サラリーマンの妻」というケースを想定すると、現行制度でも年収 103 万円を超えて働くと「手取りが減る」というわけではない。103 万円を超えた部分の収入に対して所得税がかかるようになるが、働いた分だけ手取り収入は増える。また、夫の扶養控除という点でも、妻の年収が 103 万円を超えると 38 万円の配偶者控除が適用されなくなるが、夫の年収が 1 千万円未満であれば、妻の年収が 150 万円に届くまでは配偶者控除と同じ 38 万円の「配偶者特別控除」が満額適用される。つまり、税制上は「103 万円の壁」は存在しないのである。

## ◆税と年金の一体改革は不可避

それでも、多くのパート労働者が年収 100 万円を超えたあたりで就労調整をしていることをうかがわせる調査結果もあり、実際に経営者からもそうした実態を指摘する声が聞かれる。これは、税負担に関する誤解があるのと、税とは別に、厚生年金保険料の負担が生じる「106 万円の壁」もあるからだろう。

「壁」はほかにも複数存在する。学生の就労に関しては、今回、特定扶養控除の額が引き上げられたが、人手不足解消への寄与は限られる。また、高齢者の就労調整をもたらしている在職老齢年金の問題も残る。

しかし、なんといっても最大の問題は、会社員などに扶養されている配偶者は保険料負担なしに基礎年金が給付されるという「第 3 号被保険者制度」であろう。だから、

「106 万円の壁」や「130 万円の壁」が発生する。時代に合わなくなつたこの制度のために、労働量がある水準に達すると保険料負担が生じ、就労調整が起こってしまうのである。

この点を筆頭に、やはり、税と年金制度の両方を一体的に見直すことが求められているといえる。今回、国民民主党が提起した「103 万円の壁」対応がこうした抜本的解決に向けた議論につながってゆくならば、少数与党となったことにもプラス面があると評価できるだろう。

～ 調査部発表の経済レポートはこちら～  
<https://www.murc.jp/library/economyresearch/>

本情報の無断複写複製（コピー）は、特定の場合（許可をとった公知の事実）を除き著作者・当社の権利侵害になります。本レポートは情報提供を唯一の目的としており、何らかの金融商品の取引勧誘を目的としたものではありません。意見・予測等は資料作成時点での判断で、今後予告なしに変更されることがあります。【三菱UFJ リサーチ&コンサルティング】